

新潟市空き家活用推進事業

福祉活動活用タイプ（共同生活援助）補助金交付要領

（総則）

第1条 新潟市空き家活用推進事業に係る福祉活動活用タイプのうち、共同生活援助（以下「グループホーム」という。）に関する補助金の交付については、新潟市空き家活用推進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

（目的）

第2条 空き家を活用してグループホームを整備することで、障がい者が地域で居住することができる環境整備を図るとともに、定住による地域コミュニティの活性化を図ることを目的とする。

（定義）

第3条 この要領において、「グループホーム」とは、障がい者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行う住居をいう。

（補助事業の要件）

第4条 要綱第3条の規定による市長が別に定める補助事業の要件は、空き家において対象リフォーム工事を行うこととする。

2 要綱第2条第2号の規定による市長が別に定める対象リフォーム工事の要件は、以下に掲げるものとする。

- （1） グループホームに供するにあたり必要な部分の改修であること
- （2） 補助金の交付の決定を受けた後に着手する工事であること
- （3） 補助対象経費の合計が10万円以上であること
- （4） 市内に本社、本店、支店若しくは営業所を有する法人（工事見積書の内訳証明書及び契約書において市内の住所が確認できるものに限る。）又は市内に住所を

有する個人事業主に発注するものであること

ただし、法人の場合は、対象リフォーム工事は自社によるものでないこと

(5) 対象リフォーム工事实施後において、床面積の過半がグループホームの用に供されていること

(空き家の要件)

第5条 要綱第2条第1号の規定による市長が別に定める要件は、以下に掲げるものとする。

(1) 長屋又は共同住宅の一の区分所有部分でないこと

(2) 登記の全部事項証明書（建物）又は登記情報サービスによる登記情報により空き家の所在が確認できるものであること

(申請者の要件)

第6条 要綱第2条第4号の規定による市長が別に定める申請者の要件は、以下に掲げるものとする。

(1) 社会福祉法人、特定非営利活動法人、その他法人格を有する団体であること

(2) 対象リフォーム工事において「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱」による補助金の交付を受けていない又は受ける予定のない者であること

(3) 暴力団（新潟市暴力団排除条例(平成24年新潟市条例第61号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと

(4) 市税を完納していること

(補助対象経費の要件)

第7条 補助金の補助対象経費は空き家の対象リフォーム工事に係る経費で、要綱第4条第1項第3号の規定による市長が別に定める補助対象経費の要件は、以下に掲げるものとする。

- (1) 土地、建物の購入又は賃貸借に係るもの
- (2) 家具（カーテン及びブラインドを含み、造り付けのものを除く。）、電化製品（エアコンを含む。）、暖房器具及び照明器具等の備品に係るもの
- (3) 電信、電話及び通信等設備に係るもの（建物内の工事に係るものを除く）
- (4) 下水道接続及び浄化槽設置並びに雨水浸透ます及び雨水タンクの設置に係るもの
- (5) 消防用品（消火器など）及び防災用品の購入・設置に係るもの
- (6) ハウスクリーニング、排水管清掃、シロアリ駆除、設計、工事監理及び申請手数料など工事請負以外に係るもの
- (7) 外構（バリアフリー化に係るものは除く）、植栽（植樹、剪定など）及び住宅の用に供さない別棟の建築物（車庫、物置、倉庫など）に係るもの
- (8) 太陽光発電システム及びペレットストーブの設置に係るもの
- (9) その他補助の対象として市長が不相当と認めるもの
(事業計画書の添付書類及び交付申請の申請書類等)

第8条 要綱第7条第1項の規定による市長が別に定める事業計画書に添付する書類は、以下に掲げるものとする。

- (1) 定款（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障がい者総合支援法」という。）に基づく共同生活援助事業を実施する旨記載されているもの）
- (2) 建物の位置図、平面図（各室ごとに室名及び面積を明記したもの）
- (3) 従業者等の勤務体制及び勤務形態一覧表
- (4) 管理者及びサービス管理責任者の経歴書
- (5) サービス管理責任者の実務経験証明書並びにサービス管理責任者研修（地域生活分野）及び相談支援従事者初任者研修（講義部分）の修了証の写し
- (6) 障がい者総合支援法第36条第3項各号の規定に該当しない旨の誓約書

- (7) 協力医療機関との契約の内容
- (8) 施設等との連携体制及び支援の体制の概要
- (9) 工事实施後のグループホームに供する部分の床面積及びそれ以外の部分の床面積が確認できる図面（工事实施後グループホームに供する部分以外の部分がある場合に限る。）
- (10) その他、市長が必要と認めるもの

2 要綱第8条第1項の規定による市長が別に定める補助金交付申請書及びその他書類は、以下に掲げるものとする。

- (1) 補助金交付申請書（要領別記様式第1号）
- (2) 対象リフォーム工事に係る工事見積書（請負契約書）の内訳証明書（要領別記様式第1号の2）
- (3) 耐震改修計画書（要領別記様式第1号の3）、耐震改修に係る図面及び計算書（耐震改修を行う場合に限る。）
- (4) 当該空き家の全景写真（申請時点の状況が確認できるものに限る。）
- (5) 対象リフォーム工事を行う場所の現況を示す写真
- (6) 土地及び建物にかかる売買契約書又は賃貸借契約書の写し等申請者が当該空き家を使用する権原を証する書類
- (7) 当該空き家の登記の全部事項証明書（土地及び建物）又は登記情報サービスによる登記情報（申請日前3か月以内に発行されたものに限る。）
- (8) 前2号に掲げるものが補助金交付申請書に添付できないときは、第7号に規定する土地、建物にかかる売買契約又は賃貸借契約を確約する書類にかえることができる。ただし、その場合、前2号に掲げるものを要綱第13条第1項に規定する実績報告書を提出する前に提出しなければならない。
- (9) 新潟市制度用の納税証明書（申請した会計年度に発行されたものに限る。）
- (10) 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書（要領別記様式第3号）

(1 1) 法人の登記事項証明書

(1 2) その他市長が必要と認めるもの

3 前項第9号に定める書類は、申請者が以下に掲げる場合は除くものとする。

(1) 公益法人、社会福祉法人及び非営利型法人

(2) 新潟市内に事務所・事業所等や住所等若しくは把握可能な資産がない、又は設立間もないなどにより新潟市税の課税がないことが推定される法人及び個人

(3) 非課税や減免などにより通常、納税がないことが推定される団体（自治会・町内会、地域コミュニティ協議会、マンション管理組合など）

4 第2項第9号に定める書類が申請書提出時に発行できない場合、要綱第13条第1項の規定による実績報告書の提出までに、提出すること。

5 第2項第10号に定める書類は、申請者が以下のいずれかの場合は除くものとする。

(1) 社会福祉法人

(2) 特定非営利活動法人

(実績報告の報告書類等)

第9条 要綱第13条第1項の規定による市長が別に定める実績報告書及びその他書類は、以下に掲げるものとする。

(1) 実績報告書（要領別記様式第2号）

(2) 対象リフォーム工事を含む工事請負契約書の写し

(3) 補助対象経費の支払いが確認できる書類（領収書の写し、銀行の振込明細書の写し、通帳の写し、その他これらに類するもの）

(4) 対象リフォーム工事を行う場所の工事前写真（申請時点の状況が確認できるものに限る。）

(5) 対象リフォーム工事が行われた場所の工事後写真

(6) 承認を受けた事業計画の内容又は交付決定を受けた補助事業の内容を変更した場合（軽微な変更の場合に限る。）は、当該変更の内容が確認できる書類

- (7) 耐震改修計画書を提出し、耐震改修を行った場合は、耐震改修工事証明書
(要領別記様式第2号の2)及び耐震改修工事の工事写真
- (8) 建築基準法(昭和25年5月24日法律第201号)第6条第4項に規定する
確認済証の写し(対象リフォーム工事の実施にあたり、同条第1項に規定する確
認の手続き(建築基準法第87条において準用する場合を含む。)が必要な場合に
限る。)
- (9) 指定通知書(障がい者総合支援法に規定する共同生活援助にかかるもの)
- (10) 前条第2項第8号ただし書きの場合における前条第2項第6号及び第7号
の書類
- (11) その他市長が必要と認めるもの
(法令等の遵守)

第10条 この要領に規定するもののほか、申請者は次の各号に掲げる法令・条例等を遵
守しなければならない。

- (1) 新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する
条例
- (2) 建築基準法、消防法(昭和23年7月24日法律第186号)、都市計画法
(昭和43年6月15日号外法律第100号)その他関係法令
(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和6年5月20日から施行する。

(この要領の失効)

2 この要領は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

3 第10条の規定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、その効力を有

する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和8年4月1日から施行する。

年 月 日

（宛先）新潟市長

（申請者） 〒

住 所

（法人等にあつては所在地）

ふりがな

氏 名

（法人等にあつては名称及び代表者の氏名）

電話番号

Eメール

新潟市空き家活用推進事業 補助金交付申請書

空き家活用推進事業補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。なお、本申請書及び添付書類に記載の事項は事実と相違ありません。

活用のタイプ	福祉活動活用タイプ							
用 途								
事業計画承認	年 月 日 第 号							
事業計画又は施設の名称								
空き家の所在地	新潟市 区							
耐震改修の有無	<input type="checkbox"/> 耐震改修なし <input type="checkbox"/> 耐震改修あり							
補助対象経費 (A)	<table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 円（第三面より）							
補助金申請額 (B)	<table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr></table> 円（第三面より）					0	0	0
				0	0	0		
着手予定年月日	年 月 日							
完了予定年月日	年 月 日							
情報の公表の内容方法及び時期	（本補助金により事業を実施している旨の公表の方法・時期を記載してください。）							

（申請者が、申請等事務手続きを代行者に委任する場合はご記入ください。）

下記の者を本申請に係る申請等事務手続きの代行者として委任します。			
手 続 代 行 者	住 所	〒	
	会 社 名	ふりがな 担当者名	-----
	電話番号	Eメール	

対象工事に係る仕様書

<リフォーム工事の内容>

外部			
工事種別		工事概要	
①	屋根リフォーム		
②	外壁リフォーム		
③			
④			
内部			
室名		改修部位	工事概要
⑤		<input type="checkbox"/> 床	
		<input type="checkbox"/> 壁	
		<input type="checkbox"/> 天井	
		<input type="checkbox"/> その他	
⑥		<input type="checkbox"/> 床	
		<input type="checkbox"/> 壁	
		<input type="checkbox"/> 天井	
		<input type="checkbox"/> その他	
⑦		<input type="checkbox"/> 床	
		<input type="checkbox"/> 壁	
		<input type="checkbox"/> 天井	
		<input type="checkbox"/> その他	
⑧		<input type="checkbox"/> 床	
		<input type="checkbox"/> 壁	
		<input type="checkbox"/> 天井	
		<input type="checkbox"/> その他	
⑨		<input type="checkbox"/> 床	
		<input type="checkbox"/> 壁	
		<input type="checkbox"/> 天井	
		<input type="checkbox"/> その他	
⑩		<input type="checkbox"/> 床	
		<input type="checkbox"/> 壁	
		<input type="checkbox"/> 天井	
		<input type="checkbox"/> その他	

<補助金申請額の計算> 税抜きで記載してください。（消費税は補助対象外となります。）

項 目		金 額				備 考
(A)	補助対象経費 工事見積書（請負契約書）内訳証明書の補助対象経費合計欄の額				円	第一面の(A)欄へ
(B)	補助金申請額 補助上限額①と②のいずれか低い額			0 0 0	円	第一面の(B)欄へ
補助上限額①：補助対象経費の1/3の額（千円未満切捨て）						
補助上限額②：耐震補強の有無による上限額						
		<input type="checkbox"/> 耐震補強あり	200 万円	上限額を記載	→ <input type="text"/> 万円	
		<input type="checkbox"/> 耐震補強なし	100 万円			

<補助対象要件に関する確認事項>（項目を確認し、□に✓印を記入してください。）

確認	確認項目
<input type="checkbox"/>	当該空き家は、申請日前3ヶ月以上の間、そのすべてが常態として人の居住又は使用に供されていません。
<input type="checkbox"/>	当該空き家は、建築工事の完了から起算して1年以上経過し、居住又は使用に供されたことがあります。
<input type="checkbox"/>	申請者本人及び団体等の構成員に暴力団員又は暴力団等と関係を有する者はいません。また、必要に応じて、市が警察に照会する場合は、別途必要な書類の提出をします。
該当者のみ <input type="checkbox"/>	住宅の所有者から、補助事業の実施について承諾を受けています。 (所有者が申請者と異なる場合)
<input type="checkbox"/>	上記の他、申請の内容は本補助金の要綱及び要領に定める各条項に適合します。

工事見積書（請負契約書）の内訳証明書

年 月 日

（宛先）新潟市長

（工事業者）住 所
会 社 名
代表者名

申請者 様の空き家活用推進事業補助金の申請に係る
工事の内容及び工事費の内訳は、下記のとおりであることを証明します。

工事の内容及び内訳明細表

補助対象経費	
工事種別	金額（税抜）
屋根リフォーム	円
外壁リフォーム	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
補助対象経費合計（A）	円
補助対象外経費（a）（その他工事）	円
合計（A）＋（a）	円
消費税	円
見積額 合計	円

〈確認事項〉（項目を確認し、□に✓印を記入してください。）

確認	確認項目
<input type="checkbox"/>	上記の内訳に国及び市の他の助成事業と補助対象経費を重複して補助金交付を受けている又は受ける予定のものは含まれておりません。
<p>※「重複」とは、同一の箇所・部位の同一の工種・項目又は同一の補助対象経費において他の補助金を併用して受給していることをいう。</p> <p>併用している助成事業がある場合は、事業名を記載してください。</p> <p>()</p>	

年 月 日

（宛先）新潟市長

（補助事業者）〒

住 所
（法人等にあつては所在地）

ふりがな
氏 名
（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

電話番号

Eメール

新潟市空き家活用推進事業 実績報告書

年 月 日付 新住 G 第 号の 2 で交付決定のあつた空き家活用推進事業補助金について、補助事業が完了したので次のとおり報告します。なお、本報告書及び添付書類に記載の事項は事実と相違ありません。

活用のタイプ												
用 途												
事業計画又は施設の名称												
空き家の所在地	新潟市 区											
耐震改修の有無	<input type="checkbox"/> 耐震改修なし <input type="checkbox"/> 耐震改修あり											
項 目	交付決定通知書に記載された額					実績額						
補助対象経費 (A)					円					円		
交付決定額				0	0	0	円					
交付算定額 (B)	※交付算定額は交付決定額以内の額 (交付算定額 ≤ 交付決定額)								0	0	0	円
着手年月日	年 月 日											
完了年月日	年 月 日											
情報の公表の状況	(本補助金により事業を実施している旨の公表の実施状況を記載してください。)											

補助金の交付先 (振込先)	金融機関名	(金融機関名) (本・支店名)
	預金種類・口座番号 (右詰めで記入)	<input type="checkbox"/> 普通 第 <input type="checkbox"/> 当座 号
	フリガナ	
	名 義 人	

※振込先の名義人は原則として、補助事業者と同一としてください。

年 月 日

（宛先）新潟市長

（補助事業者） 千

住 所

（法人等にあつては所在地）

ふりがな

氏 名

（法人等にあつては名称及び代表者の氏名）

電話番号

新潟市空き家活用推進事業
耐震改修工事証明書

空き家活用推進事業にあわせて、耐震改修工事を下記のとおり実施しましたので、提出します。
なお、本計画書及び添付書類に記載の事項は事実と相違ありません。

事業計画又は 施設の名称		
空き家の所在地		
規 模	地上 階 延べ面積 m ²	
構造種別	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄骨鉄筋コンクリート造	
耐震改修の実施	<input type="checkbox"/> 耐震改修工事を実施したことにより、所要の耐震性能を確保したことを確認しています。	
耐震性能の 評価者	上記内容について確認していることを証明します。	
	建築士登録番号	種 別 <input type="checkbox"/> 一級 <input type="checkbox"/> 二級 <input type="checkbox"/> 木造 登録番号 大臣・ 知事登録第 号
	氏名	
	建築士事務所名	
	所在地	

注) 耐震性能の評価は、建築物の耐震改修の促進に関する法律(改正平成17年法律第120号)及び同法に基づく基本方針・技術指針に基づく評価によること

注) 当該建築物を設計することができる資格を有する者が証明すること

暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書

私（当法人・当団体）は、新潟市空き家活用推進事業補助金交付要綱の規定に基づく補助金の交付申請を行うに当たり、下記の事項について誓約します。

記

- 1 私（当法人・当団体）は次のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（新潟市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員であるもの
 - (4) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているもの
 - (5) 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているもの
 - (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているもの
 - (7) その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの
- 2 新潟市暴力団排除条例の主旨に基づき名簿を提出します。名簿に記載されたすべての者は、暴力団員等であるか否かの確認のため、新潟県警察本部に対してこの名簿による照会が行われる場合があることに同意しております。なお、名簿記載内容は事実と相違ありません。

年 月 日

（宛先）新潟市長

〔法人、団体にあつては所在地〕
住 所

〔法人、団体にあつては名称及び代表者の氏名〕

（ふりがな）
氏 名

生年月日 (大正・昭和・平成) 年 月 日

* 市では、新潟市暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等ではない旨の誓約をお願いしています。

